

④ 体罰付マシン自発採用の場合	強制の手段としての体罰の場合
正当体罰	<p>親権に由来する義務の履行を生徒に強制する手段として必要な体罰の内で、怠惰や怠惰に起因する愚鈍を戒める物。</p> <p>他生徒や先生や学校への犯罪をしない様に強制する手段として必要な体罰（越権だが担当者不在につき自然自衛権として）</p> <p>自分や他者が怪我をしたり死んだりしない様に注意する義務を生徒に強制するために必要な体罰</p>
不当体罰	<p>義務教育に由来する義務の履行を生徒に強制する手段としての体罰。</p> <p>親権の乱用に由来する体罰。 先天性の愚鈍を戒める物。</p> <p>自由に途中退部する権利を生徒が知っていたならその体罰から逃れるために退部していたはずの体罰の内で、生徒がその権利を知る前に加えられた物</p> <p>生徒の退部しない権利が部運営の自由を超えているという理由で却下される体罰</p>